

クリーンルームシステム

(Sterile room system 1 Set)

仕 様 書

奈良県立医科大学附属病院

I .調達の背景及び目的

現在、当院のB病棟8階病棟にクリーンルーム(1部屋2床)を設置しているが、導入後28年以上が経過し老朽化が著しいこと、交換備品調達の困難さ、さらに現在のものは旧来型のシステムであり、患者用有効面積が狭くアメニティーが著しく低く、リハビリにも支障をきたしている。

また、近年でもクリーンルーム療養が必要な患者は低下傾向にないため、個室2部屋を新設する。

II. 調達内容

1 導入計画物品および数量

クリーンルームシステム	1式
・ 無菌室ユニット	2室
(以上、搬入、撤去、据付、配線、調整及び接続費用を含む。)	

III. 技術的要件の内容

- 1 本件調達物品に係る性能、機能及び技術等(以下「性能等」という。)の要求要件(以下「技術的要件」という。)は別紙に示すとおりとする。
- 2 技術的要件は、すべて必須の要求要件である。
- 3 必須の技術的要件は当院が必要とする最低限度の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないと判断された場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。

IV. その他

- 1 入札機器のうち医薬品医療機器等法に基づく製造承認が必要な医療機器に関しては、入札時点で医薬品医療機器等法に定められている製造の承認を得ている物品であること。
- 2 入札機器は入札時点で製品化されていることを原則とする。
ただし、入札時点で製品化されていない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。
- 3 提案に関しては当院が求めた時に、提案システムが本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的かつわかりやすく、資料等を添付する等して説明すること。従って、審査するに当たって提案の根拠が不明確、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。
- 4 提案書の記載内容等についてヒアリングを行うことがある。